

## 下村教育財団 奨学金・顕彰 Q&A

### ◆制度に関して

Q：奨学金と顕彰の違いは何ですか？

A：奨学金は翌年進学予定の方に対し、学費の一部を支給するものです。  
顕彰は美容業界の発展に寄与した個人または団体を表彰するものです。

Q：奨学金の制度に応募するにあたって制限はありますか？

A：高校3年生（翌年進学予定の方）が対象です。

### ◆応募に関して

Q：応募の時に奨学金種別を選べますか？

A：いいえ、応募時に種別を選ぶことはできません。書類、面接の選考で当財団が判断します。

Q：成績・収入に関して、具体的な目安はありますか？

A：応募者の状況を見て、総合的に判断します。

Q：小論文のテーマは何ですか？また、どのように提出すれば良いのでしょうか？

A：テーマは「応募書類の手引き」に記載があります。同ページに用紙、サイズ等の指定もありますので、そちらをご参照ください。

Q：応募者が児童施設に入所している場合、必要提出書類はありますか？

A：はい、①入所先の在籍証明書、②入所に至った経緯、現在の状況を別紙に記入したもの（保護者代わりまたは館長が記入）の2点が必要です。②に関してフォーマットはありませんので、各自ご用意ください。

### ◆採用に関して

Q：選考会への交通費は自己負担でしょうか？

A：はい、自己負担です。

Q：毎年採用されるのは何名ほどでしょうか？

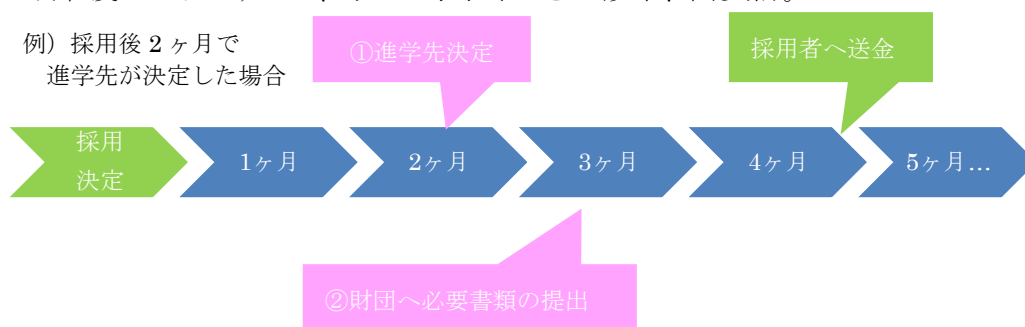
A：全国で10名程度です。前年度の実績等の公表は致しかねますので、お問い合わせいただいてもお答えできません。

Q：採用された場合、奨学金/顕彰はいつ頃もらえるのでしょうか？

A：＜奨学金＞

採用者には、ご自身の進学先が決まり次第、当財団事務局が指示した必要書類を提出いただきます（採用通知に同封します）。

それらが全て事務局にて確認でき次第、給付となります。書類の確認～奨学金の給付の期間は1か月程度かかりますので、予めご了承ください(以下、図参照)。



＜顕彰＞

当財団事務局が指示した必要書類を提出後、給付となります。